

平城宮に勤める人びと — 役人の一日と出世 —

都城発掘調査部 主任研究員 桑田 訓也

はじめに

平城宮は、天皇の住まいであると同時に、国家を支える役人たちが働く場所であった。今の皇居と霞ヶ関を合わせたような空間と称される所以である。

ここでは、平城宮に勤める役人たちについて、その全体像を概観したのち、彼らの一日と出世に焦点をあてて紹介したい。

1. 平城宮に勤める人びと

平城宮の役所 平城宮には、どのような役所があったのだろうか。当時の役所とその職務内容は、法律によって定められていた(図1)。ただし、役所の数や種類は奈良時代を通じて固定していたわけではな

く、その時々事情にしたがって新設や統廃合があり、名称の変更も行われた。

それぞれの役所が平城宮のどこにあったのかについては、発掘調査の進んだ今でも、わからない部分が多い(図2)。藤原宮や平安宮の例からみると、役所のすべてが平城宮の中にあつたわけではなく、大学寮など一部は宮の外、すなわち平城京に置かれたとみられる。

役人の数 平城宮には、どのくらいの数の役人がいたのだろうか。役人の定員もまた、法律によって定められていた。それによると、五位以上の貴族官人が約100人、中級官人(六位以下の常勤職員)が650人余り、下級官人(非常勤職員)が7,700人余り。新設

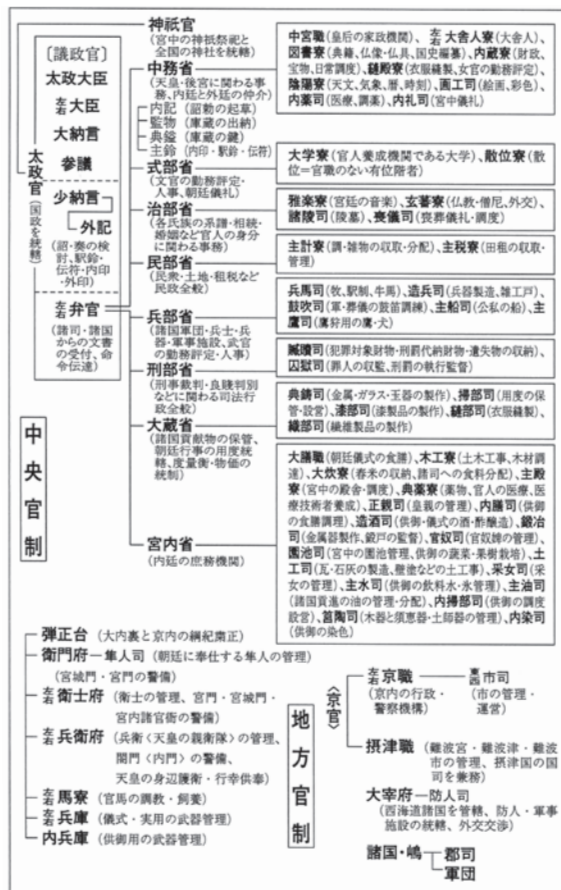


図1 律令官制と職掌

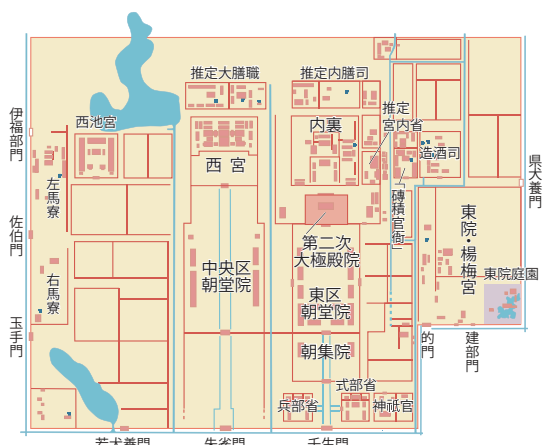
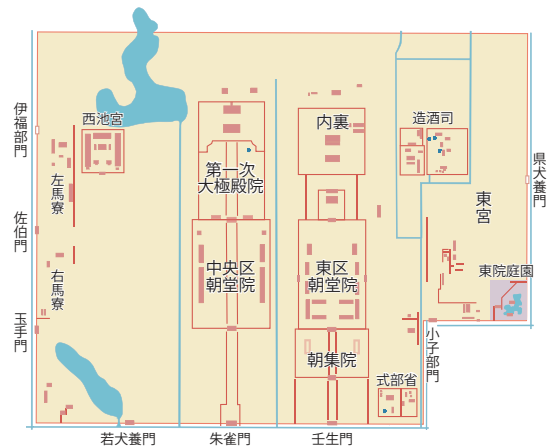


図2 奈良時代前半(上)と後半(下)の平城宮

された役所の人員等も勘案すると、1万人近くに及ぶとみられる。これもまた時々の事情にしたがって増減があったが、大きくは変わらない。

単身赴任者 平城宮に勤めるのは、平城京やその周辺に住んでいる人びとだけではなく、一種の税負担として、各地から単身赴任でやってくる人びとがいた。平安宮の例によれば、彼らは京内の特定のエリアにまとまって住んでいたらしい。

代表的なのは、仕丁と衛士である。仕丁は、50戸ごとに男性2人が徴発され、平城宮の各役所に配属されて雑用に従事した。2人のうち1人は炊事担当という建前だったが、実際には2人とも力仕事に使われる傾向にあったらしい。当時の郷数から単純計算すると約8,000人になる。ほかに女性も国ごとに数名が差点され(女丁)、縫製・舂米しょうまいなどの作業に従事していた。

衛士は、諸国の軍団兵士から交代で平城宮の警備にやってくる人びとである。兵士は、成年男性3人に1人、おおよそ1戸から1人徴発され、近隣の軍団で年間60日の訓練を受けた。その中から選抜された者が、平城宮や北部九州(防人)に配属されたのである。奈良時代の衛士の定員は不明だが、平安時代初頭には1,600人であったことが知られる。

以上の点などから、仕丁・衛士は合わせて1万人程度といたと推定されている。仕丁・衛士とも養老6年(722)に3年で交替することになったが、年限をこえて勤続することもあったらしい。

ほかに、地方の有力者である郡司の子弟のうち、弓馬に優れた者が兵衛として宮城の警護にあたり、容貌端正な女性が采女として後宮に勤務していた。

2. 役人の一日

役人たちの働きぶりは、どのようなものだったのだろうか。まずは、一日という時間軸に沿ってみてみよう。その後で休暇や給与について述べたい。

出勤 役人の朝は早い。日の出のおよそ20分前に平城宮の諸門が開かれる。その後1時間ほどして、大極殿・朝堂院の門が開かれる。夏至で午前5時半頃、冬至では7時50分頃になる。役人たちはその前に、平城宮に出勤しなければならなかった。もし平城京の南辺付近に住んでいた場合、宮から3km以上離れているから、歩いて1時間はかかる。日の出前に支度を済ませて家を出る必要があっただろう。



図3 常食を請求した木簡(右)と宿直担当者の名を報告した木簡(左) 原寸の50%

出勤すると役人たちは朝集院に集まり、その後、東区朝堂院で政務を行う(図2)。これが終わるのは開門からおおよそ4時間後である。

朝堂院での政務を終えた後、役人たちは各々が所属する役所(曹司)に移って仕事をした。もし業務がなければ、帰宅することもできた。平城宮は、日没になると諸門が閉じられるから(冬至で午後5時頃、夏至で7時20分頃)、役人たちはそれまでに退勤したとみられる。閉門後、翌朝に門が開くまで、原則として夜間の京内は通行禁止であった。一方で、法律上は、夜役所に泊まる「宿」が想定されており、宿直の担当者を報告した木簡も見つかっている(図3)。

勤務にあたっては、国から食事が支給された。朝と夕の2回が基本で(常食)、仕事によっては、これに加えて昼食(間食)が支給されることもあった。

役人の出勤も「朝」「夕」「夜」という区分で把握されていた。一般の役人の勤務は「朝」「夕」で、「夜」に仕事をするのは、主に兵衛・衛士などの警備担当

者である。

休暇 役人たちには、当然休みの日もあった。現代の私たちは、一般的に月曜から金曜までの5日間働き、土曜・日曜の2日間休む。これに対し、奈良時代の役人は、6日ごとに1日休む決まりになっていた。5日間働き、その次の日に休むのである。当時の暦では、1カ月は30日または29日で、具体的には、6・12・18・24・30日（1カ月が29日の場合は29日）が休日であった。ただし、天皇の身の回りの世話をする役所や衛府（警備関係者）は、任意の日に交替で月に5日休みを取ることになっていた。確かに、警備関係者までが一斉に休みをとるわけにはいかない。

臨時の休暇としては、定省仮（常勤職員^{ていせいしか}の父母が畿外に住んでいる場合、3年に1回30日帰省）・田仮（5月と8月、田植えと稲刈りの時期に各15日）などがあつた。喪仮（身内に不幸があつたときの忌引き^{そうか}）もある。

正倉院文書には、役人たちが休暇を申請した際の書類が残っており、休暇を取得した理由を知ることができる。自身の体調不良や親族の病気といった理由が多いが、中には洗濯や祭祀のためというものもあり、当時の役人たちの生活を垣間見る格好の史料となっている。

給与 役人たちの給料日はいつで、どのくらいの給与をもらっていたのだろうか？最も基本的な給与は、年2回、2月と8月（平安時代には22・23日）に支給される季禄である。2月には純（絹織物）・綿（蚕の繭からとった真綿）・布（麻布）・鉄が現物支給される。

	位封 (戸)	位禄(年一回)				位田 (町)	位分 賃人 (人)	禄(年2回、表は2月のもの、8月分は糸が綿に、鉄が鉄に換わる)			
		純 (定)	綿 (屯)	布 (端)	庸布 (幣)			純 (定)	糸 (純)	布 (端)	鉄 (口)
正一位	300					80	100	30	30	100	140
従一位	260					74	100	30	30	100	140
正二位	200					60	80	20	20	60	100
従二位	170					54	80	20	20	60	100
正三位	130					40	60	14	14	42	80
従三位	100					34	60	12	12	36	60
正四位		10	10	50	360	24	40	8	8	22	40
従四位		8	8	43	300	20	35	7	7	18	30
正五位		6	6	36	230	12	25	5	5	12	20
従五位		4	4	29	180	8	20	4	4	10	20
正六位								3	3	5	15
従六位								3	3	4	15
正七位								2	2	4	15
従七位								2	2	3	15
正八位								1	1	3	15
従八位								1	1	3	10
大初位								1	1	2	10
少初位								1	1	2	5

図4 役人の位階と給与

8月は、綿を糸に、鉄を鉄に代える。支給額は法律で定められており、官職の相当位階（本人の位階ではない）によって差が設けられていた（図4）。複数の官職を兼任している場合は、支給額の高いほうに従う（両取りにはならない）。なお、支給の前提として、勤務日数が半年につき120日以上という条件があつた。当時は年360日が標準であるから、半年で180日。概ね3分の2出勤していれば、給料がもらえた格好になる。

支給にあたっては、少なくとも五位以下の役人は、大蔵省に現物を受け取りに行った。ただ受け取りに行くだけではなく、積み上げられた禄を前に役人たちが整列して、天皇の言葉が読み上げられるのを聞くという儀礼であつた。大蔵省で行うのは、季禄の財源が諸国から運ばれた調や庸であり、それらが大蔵省のクラに収納されていたからである。

五位以上の貴族には、他にもさまざまな給付があつた。その最たるものは三位以上（奈良時代には四位以上）に与えられた食封（封戸）で、戸が出す調・庸の全部と租の半分を自己の収入とすることができた。四位・五位（奈良時代には五位のみ）を対象とした位禄は、食封の代替給付の性格をもつ。また、田地も与えられた（位田）。神亀5年（728）には、都で官職に就いている五位以上に、従者の代わりに年に2回（平安時代には正月と7月の22日）銭を支給する制度（馬料）が創設されている。

このほか、劇務の官職を選んで、月ごとに銭を支給する制度（要劇料）などがあつた。

3. 役人の出世

日々の仕事を地道にこなしながら、一定の年月を経ると、昇進の機会が巡ってくる。ここでは役人の世界を、もう少し長い時間軸で見よう。

位階と官職 日本古代には、位階と官職という、2つの身分標識があつた。位階は、正一位から少初位下までの30階。一定以上の官職には、それに就くにふさわしい目安となる位階が設定されていた（官位相当制）。役人は、勤務実績を積み重ねると位階が上がり、それにとまって、より上級の官職に就くようになる。なお、位階をもつことができるのは、21歳以上（蔭のある者）もしくは25歳以上（ない者）である。勤務評価 基本となる勤務評価は1年単位で行われた。これを「考」という。勤務評価を得るには、まず

一定日数の出勤が条件であった。出勤日数が足りないと、そもそも評価の対象にされない。評価の基準は法律で決まっており、「善」（役人としての徳目）と「最」（官職ごとの目標）という。いくつかクリアしているかによって、長上官（常勤職員）は上上から下下までの9段階で、番上官（非常勤職員）などは3段階で評価がつけられた。

所定の年数「考」を重ねると、位階昇進の機会が得られた。もともと長上官は6年、番上官は8年だったが、長すぎるということで、平城京の時代には、長上官が4年、番上官が6年になっていた。位階が何階上がるかは、これも法律に当てはめて機械的に決まる。例えば、6年「中中」だと1階上がる。

ただし、これは六位以下の役人についての計算法で、五位以上の貴族には適用されない。奈良時代においては、貴族の昇進の機会六位以下と同じ間隔で巡ってきたが、どの位階を授けるかは、その時々判断によったと考えられている。

勤務と評価の実態 制度的には以上のような設計になっているが、実態としてはどうだったのだろうか。興味深い研究成果を2つ紹介しておきたい。

1つは、役人の勤務日数について。平城宮跡からは勤務評定に使われた木簡やその削屑が数多く出土している。1人1枚の個人カードになっており、順番を並べ替えて紐で固定できるよう、側面に穿孔があるのが特徴である（図5）。その記載内容を調べてみると、奈良時代前半では、必要最低限の勤務日数で済ませていた人びとが最も多く、奈良時代後半では、下級官人のうち半数が、その年の勤務評価を得るには日数が不足していたことが明らかになった。

もう1つは、評価の厳格さについて。奈良時代前半は、毎年の勤務評価で実態に即した判断が下され、結果的に厳しい評価が与えられる場合があった。これに対し、奈良時代後半以降になると、長上官は「中



図5 勤務評価の木簡とその側面（原寸の25%）

上」、番上官は「上」で固定するようになる。

おわりに

以上、平城宮に勤めていた人びとについて、その一日と出世に焦点をあてて紹介してきた。彼らが平城宮に勤めていたのは、1300年も昔のことだが、さまざまな点で、現代の私たちと比べることができる。

役人という堅苦しい感じがあるかもしれないが、少しでも身近に感じていただけたなら幸いである。

図版出典

図1 渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』講談社、2001年、53頁。

図4 『飛鳥・藤原京展』朝日新聞社、2002年、145頁。



桑田 訓也（くわた・くにや）

都城発掘調査部 主任研究員

1978年 大阪府生まれ

2002年 京都大学文学部卒業

2007年 京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学

2009年 奈良文化財研究所 研究員

2017年 現職

現在の専門分野は、日本古代史